

## 我が国とドミニカ共和国との貿易

(単位：百万ドル)

|         | 1979   | 1980    | 1981   | 1982   | 1983   | 1984   | 前期比   | 構成比   |
|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 輸出総計    | 93,375 | 139,904 | 91,842 | 77,352 | 65,114 | 79,556 | 122.2 | 100.0 |
| 食料品     | 4,018  | 6,432   | 3,694  | 4,729  | 3,073  | 2,812  | 91.5  | 3.5   |
| 原燃料     | 1,015  | 947     | 662    | 1,006  | 1,017  | 1,147  | 112.8 | 1.4   |
| 繊維品     | 5,340  | 4,285   | 4,537  | 4,615  | 3,648  | 2,974  | 81.5  | 3.7   |
| 化学品     | 1,496  | 1,421   | 954    | 1,259  | 857    | 872    | 101.8 | 1.1   |
| 金属品     | 19,045 | 22,080  | 13,097 | 9,495  | 8,991  | 10,330 | 115.9 | 13.0  |
| 機械類     | 56,072 | 96,475  | 60,893 | 49,929 | 39,447 | 53,572 | 135.7 | 67.3  |
| 一 般 機 械 | 6,520  | 10,035  | 8,449  | 6,592  | 8,984  | 14,958 | 166.5 | 18.3  |
| 電 気 機 械 | 3,871  | 5,497   | 11,425 | 7,796  | 4,997  | 4,200  | 88.1  | 5.4   |
| 輸 送 機 械 | 45,681 | 80,943  | 41,020 | 35,541 | 25,497 | 34,315 | 134.6 | 43.1  |
| 積 荷 機 械 | 933    | 927     | 1,046  | 570    | 819    | 459    | 56.0  | 0.5   |
| 輸入総計    | 18,094 | 20,894  | 10,159 | 11,489 | 15,214 | 17,338 | 114.0 | 100.0 |
| 食料品     | 34     | 58      | 16     | 427    | 4,505  | 473    | 10.5  | 2.7   |
| 金属原料    | 19     | 19      | 102    | 55     | 0      | 0      | —     | 0.0   |
| その他原料   | 94     | 68      | 56     | 112    | 77     | 142    | 184.4 | 0.8   |
| 化学品     | 13     | 6       | 0      | 522    | 7      | 8      | 114.3 | 0.0   |
| 精密機器    | 0      | 0       | 2      | 1      | 0      | 0      | —     | 0.0   |
| その他製品   | 17,932 | 20,682  | 9,590  | 10,302 | 10,576 | 16,710 | 158.0 | 96.4  |

出所：通関統計

我が国との貿易

## 我が国との関係

### 5-3 経済技術協力

#### (1) 経済協力

- ① 1979年9月、ハリケーン被災に際し、食糧、医薬品等1億円の緊急援助。
- ② 1980年6月、地方電気通信網整備計画に対し、33億9千万円の円借款を供与。(条件:償還期間は7年の据置後18年,利率年4.25%)
- ③ 1983年1月、スポーツ器具に係る3,400万円の文化無償を供与。
- ④ 1983年3月、アグリボ地域農業開発計画に対し、88億2500万円の円借款を供与(条件:償還期間は7年の据置後25年,金利4.25%)
- ⑤ 1984年5月、国立王室博物館視聴覚機材及び文化財保存用機材に係る4,000万円の文化無償を供与。

#### (2) 技術協力

- ① 研修員受入れ 昭和60年3月現在、受入れ累計 146名
- ② 専門家派遣 昭和60年3月現在、農業等の分野に累計 26名
- ③ 開発調査1979年より80年にかけて、サント・ドミンゴ市配電網近代化計画について、1979年より81年にかけてアグリボ地域農業開発計画について、また、1981年より84年にかけて、ユナ川水力発電開発計画について調査を実施。  
1982年より、テスカニータス資源開発協力基礎調査及びラジオ・テレビ放送網拡充計画について、1984年より、エル・アグアカテ・グァジャボ農業開発計画について、調査を実施中。  
1987年より、ドミニカ胡椒開発計画がスタートし、周囲におけるプロジェクト方式技術協力の第一歩を開始。

## 資料 Ⅱ. ドミニカ共和国生活事情

### 1. 食生活

#### 1-1 食料

##### (1) 一般事情

当国では国際通貨基金(IMF)の勧告に基づき緊縮政策をとっているため相当の食料品が輸入禁止となっているが、米国の衛星圏でもあるところから多数の外国製品が出回っている。

また、現地産品も多く、加えて日系移住者が野菜を生産しているため不自由することはない。ただし、季節や販売場所によっては一時品不足する時もある。

##### (2) 主な食料の出回り状況

米は水田でつくられる長粒子の粘り気のないものであるが、日本人移住者が蓬莱米をつくっているため常時入手可能である(胚米もある)。

肉類は牛、豚、山羊、鶏など包装された上質なものが豊富にある。また、魚貝類は冷凍のものがあり、魚市場や海岸通りに行くとマグロが手に入る時もある。

野菜は大体全てが揃っているが余り良質ではない。白菜、大根、モヤシなどは時折り出回るが、ゴボウ、ニラ、ホーレン草などは日本人移住地に出向くと入手できる。果物、菓子類は豊富である。

豆腐と油揚げは2週間に1回の割合で日本人が販売している。ただし、大豆が不足すると切れる時がある。

調味料は殆どどのものが揃っているが一部の物は持参した方がよい。だが味噌は日本人がつくっているため注文すれば入手できる。

牛乳は不足気味であるため常時出回っているとは限らない。お茶は中国製の緑茶、ウーロン茶、紅茶、ジャスミンなど多数あるが日本茶はない。酒類は日本酒を除き全て販売しており、特に現地産のロン(ラム酒)は美味しく安価である。飲料水は20ℓ入りの瓶に入ったものを売りに来るため空瓶と交換すればよい。

その他中国人経営のスーパーにはラーメンや椎茸、昆布、春雨、するめなど高価ではあるが販売している。

日本から携行してきた方がよいと思われる主な食料品を列記すれば次の通り。

かつお節、だしの素(味の素あり)、みりん(粉)、わさび、七味唐辛子、干瓢、のり、和辛子、昆布、若布、胡麻(白はあり)、こんにゃく粉、そば粉、梅干、ブルドックソース、煮干し、緑茶、スープの素、ひじき、佃煮、インスタントカレー(カレー粉あり)。

以上の如く大抵の物は入手可能ではあるが、問題は日本のデパートのように1ヶ所で全てが入手できるとは限らず、かつ、着任早々では何処に何を売っているかが判らないので当座用の乾物類などは携行してくる必要がある。

(3) 食料の入手

当国では旧市街(コロニアという)には道路の西側に店が並列しているが、日本人が住んでいる新市街にはショッピングセンターがあり、また、スーパーマーケットが発達しているのて殆どの物はここで調達できる。ただし、新鮮な野菜や魚類は専門の市場に限る。また、果物等は道端で売っており、車を引いて売りにも来る。

日本食料のうち日本米、餅米、豆腐、油揚げ、味噌は肥後婦人宅(Tel:532-4343)で扱っている。中国人経営のスーパーは、Av.Duarteに2軒あり、日本的な物が相当揃っている。また、日本から食料品を送った場合、航空便で約1ヶ月、船便で約3ヶ月を要し、かつ、輸入禁止品などが多いので相当な経費がかかる。

## 2. 衣 料

## 2-1 衣 料

## (1) 一般事情

当国の気候はほぼハワイと同じと思ってよい。したがって、1年中夏物で十分間に合う。ただし、地方には高原盆地もあって、10℃前後の気温に下がることもあるので旅行用に若干冬物を持参することをお勧めする。

また、室内(事務室)や、特にレストランはクーラーがきき過ぎる位であるのでカーデガン程度は携行する必要がある。

季節は日本と同じであるが、特にドミニカ共和国は冬が観光シーズン(避寒地)でカナダ及び米国北部から大量に移動してくる。

衣料品の品質はピンからキリまであり、女性用のものは極めて高価な良い品のものもある。品物も英国、日本、スペイン、米国、香港、台湾、韓国、ブラジルと色とりどりである。価格も安物から高価なものまで揃っているが仕立については日本の方がはるかに上である。

流行にも敏感ではあるが冬物は少ない。

## (2) 日本から持参した方がよい衣料

(●現地に無い物 ○現地に有るが持参した方がよい物 ▲現地に無いが好みにより持参した方がよい物 △現地に有るが好みにより持参した方がよい物)

## ① 男性用品

●麻混紡ワイシャツ ●麻混紡半袖ワイシャツ ●クレープの半袖 ●トランクス(パンツ) ○ワイシャツ ○半袖ワイシャツ ○Tシャツ ○ランニングシャツ(現地製は前、後同型) ○背広(ダークスーツ, 平服各1) ○ジャンパー ○カーデガン ▲綿の靴下 ▲軍手 ▲甚兵衛 ▲ユカタ ▲ステテコ ▲ガーゼのハンカチ △タオル, 手拭 △靴下

## ② 女性用品

▲訪問着 ○セミフォーマルドレス(3着以上) ○ドレスに合わせたアクセサリ類 ○Tシャツ ○ファンデーション類(スリップ, ブラジャー, ショーツ) ○パンプス, サンドル ○生理用品 ●ガーゼのハンカチ

## ③ 子供用品

○材質が悪い物が多いので、できるだけ持参した方がよい。

## (3) 任国で調達した方がよい衣料

普段着, 作業着, 帽子, 靴, プリーフ

住 居

3. 住 居

3-1 住宅事情

(1) 一般事情

首都における住宅の供給は比較的多く、選り好みしなければ直ちに見つかる。ただし、気に入った物件を探すととなると容易でなく、1ヶ月近くかかることもある。

当国は治安が良いといわれているが、凶悪犯罪が少ないかわり、コソ泥が多いので、可能な限り独立家屋(一軒屋)よりアパートの方を選ぶべきである。

下宿は食事付きでなければ容易に探せる。この場合、アパートの1部屋だけを貸すことが多く、炊事場、トイレシャワー付きのものは比較的少ない。

家賃は、スペースより家具の質や数量によって相当な開きがあるが、1986年3月現在のサントドミンゴ市に於けるおおよその家賃は次の通り。

居間、食堂、台所、洗濯場、お手伝部屋、各1、風呂場2、寝室3程度の家具付で400~700ドル。

台所兼食堂、シャワー室、寝室1の家具付で180ドル前後。

1部屋で3食付の下宿で100ドル程度。

(2) ホテル事情

① 日本人が利用する主なホテル

| ホテル名          | 住 所                               | 電 話        |
|---------------|-----------------------------------|------------|
| Sheraton      | George Washington 365             | 685 - 5151 |
| Santo Domingo | Independencia Esq. A. Lincoln     | 532 - 1511 |
| Hispaniola    | Independencia Esq. A. Lincoln     | 685 - 7111 |
| EL Embajador  | Sarasota Esq. W. Churchill        | 533 - 2131 |
| Lina          | Maximo Gomez Esq. 27 de Febrero   | 689 - 5185 |
| Continental   | Maximo Gomez 16                   | 689 - 1151 |
| Naco          | Tiradentes 22                     | 562 - 3100 |
| Cervantes     | Cervantes 202                     | 688 - 2261 |
| Comodoro      | Bolivar 193                       | 687 - 7141 |
| (アパートメントホテル)  |                                   |            |
| Florida       | Bolivar 203                       | 689 - 0151 |
| Caribe        | Maximo Gomez Esq. Sanchez Ramirez | 688 - 8141 |

(3) 住宅の探し方

物件を探す方法は、先ず最初に新聞広告をみて住宅の位置、大きさ等から適当な物件を選び、電話連絡して下見するのが一般的である。なお、斡旋業者を通すと下見するだけで手数料をとられる。

(4) 住宅の選定上の留意点

防犯施設が完備していること。

独立家屋の場合、塀、窓の鉄格子があることが絶対条件。

アパートの場合、玄関の出入口にガードマンがいるか、または、鍵がかかるようになっているか、いずれかでなければならない。

地域によっては水道の水の出が悪いところが多いので居住者または、隣人に必ず確認すること(特に洪水期には元栓を締め、水量を調整するので末端に行く程水の出が悪くなる。また、独立家屋程水が出ないところが多い)。

風向きは季節、または、日中、夜間によって異なるが一年中を通して南北方向に吹くので、窓が南北面についている構造の部屋を選ぶこと。

当国は、ハリケーンが通ることがあるので屋根は全てコンクリートの陸屋根(平構造)である。したがって、最上階の部屋は相当暑いので出来るだけ避けた方がよい。

当国の住宅で使用するクーラーは、全てウインドタイプであるので、アパートでは窓の対面に隣人のクーラーがついてるようなところは絶対避けること。

当国では、大部分の貸家が家具付であるが瞬間湯沸器、冷蔵庫、ガスレンジ、クーラー、洗濯機(付いていないのが多い)、テレビ、家具等が老朽化した家は、後でトラブルが発生し易いので避けた方が無難である。

駐車場の有無を確認すること。

電話は、回線不足で入居後敷設することは極めて困難なので、付いているところを借りること。

サントドミンゴ自治大学(UASD)の学生は、比較的頻繁に騒ぎを起こすので、これを防ぐため催涙ガス弾が打ち込まれる。したがって、大学周辺の家には風向きによってはガスが流入してくるので、できるだけ避けた方が無難である。

(5) 住宅の契約

契約は、普通1年間で、その後は両者に異存なければ自動更新である。契約書は、大体市販のものが使用されるので必要事項を追記する。特に契約期間中(1年以内)に解約すると残り期間の家賃を支払わなければならない事が多いので、転勤等による自己の責に帰さない理由で解約しなければならない時は、1ヶ月前に通告することにより解約できるよう予め追加条項を設けておく必要がある。

契約には、普通第三者の保証人が必要である。

契約書は、両者が署名するだけでよいとする家主と、弁護士の認証を求める家主とがある。契約書に署名する前にJICA顧問弁護士に契約内容をチェックして貰うとよい。

家賃は、1ヶ月前払いで入居時敷金1ヶ月分(場合によっては2ヶ月分)を支払う。敷金

は解約時戻されるが家具を破損したり、壁を汚したりすると敷金から差し引かれる。

極めて嚴重な契約を要求するような家主の家は、解約する時必ずトラブルがおきるので避けた方が安全である。

(6) 居住上必要な事項

① 火災、盗難等の保険は、一般に家主及び借主も付保していないので、事件が発生した場合は必ずトラブルが起きることは明白である。すなわち、いずれに責任があるかが争われることになるので、家主と相談の上契約時点で明確にしておく必要がある。

② アパートでは水、ガス、ゴミは集中管理方式なので家賃に含まれるところが多いが、別途支払うところもあるので確認すること。

③ 電気、水道、電話、ケーブルテレビ等の名義変更をどうするか(家主や前居住者の名前で継続するのか、自分名義にするのか)を確認の上手続きをすること。

クリスマス前には、門番やお手伝い、ゴミ収集車人夫等にチップをやる習慣がある。

④ 住居が定まったら、主な都市では飲料水(Agua Cristal)は水の会社がトラックに水の瓶(約20ℓ)を積んで売りにくるので、一番初めに水の瓶(Botella)と、瓶を乗せる台(Aparato)を購入する必要がある。なお、瓶は最小限2ケは必要である。

⑤ サントドミンゴ市では、常時電力不足の上火力発電が主体であるので発電機が故障するとブロック毎にロータリー、ストップさせる。毎日2時間位停電することは覚悟しておかなければならず、かつ、発電機の故障時には7~8時間も続くことがある。よって、ランプや懐中電灯は到着後直ちに準備しておく必要がある(当地には充電用の蛍光灯があるのでこれが一番便利である)。

電気は電力公社(CDE)と契約し、メーターを取り付けてもらう。

敷金は、契約電力によって異なる。料金の支払いは1ヶ月後で、2ヶ月位遅延するとメーターをはずされる。



## 医 療

### 4. 医 療

#### 4-1 赴任前の準備

##### (1) 予防接種

当国に入国するに当たり、義務付けされている予防接種はない。

当国における予防接種は、国の機関では実施していないが、私立病院で接種できる。

予防接種を行うときは、狂犬病、マラリヤ、A・B型肝炎やチフス等発生した時に、その地方の住民に対しその都度実施している(犬に噛まれた時は、直ちに接種する)。

破傷風のみ10年毎に接種する。したがって、当国に赴任する者の大部分が予防接種を行って来ていない。

##### (2) その他赴任前に準備した方がよい事項

眼鏡(コンタクトレンズを含む)は、当国でも十分つくれるが予備の眼鏡1個に検眼書を持参すべきである。

歯も当地で治療できるが、地方に配属される者は、本邦で完治させてきた方がよい。

#### 4-2 医療事情

##### (1) 医療機関

① 当国には国立病院、社会保険病院、運営委員会経営病院、私立保険病院、私立総合病院、グループ診療所、私立診療所などがある。

国立病院は公共保健省が管轄しており、各地域(主に県庁所在地)にHospital Regional(専門科付属)があり、その下部組織としてSub Centrode Salud(入院可)、その下には農村地区にClinica Rural(診療のみ)がある。

いずれも診察、手術、入院料は無料が原則であるが、手術、入院する場合で病院に無い物がある場合は患者に購入させることがある。

② 社会保険病院は公共保健省が組織し、給与月額528ペソ以下の従業員は全て加入しなければならない。負担金は雇用主と従業員の割合は、おおよそ月給の7.8%と2.8%程度である。

③ 運営委員会が経営する病院は、一部国の補助を受け、寄付金により経営している。料金はコストのみ徴収することを表看板にしているが、実際は私立並に支払っている。

④ 私立保険病院は、保険に加入した者を対象として運営している(無料)。

⑤ 私立総合病院は(Centro Medico)は、各専門分野の医者が1ヶ所に集中したもので、診察は最初に訪問した医者が行い、その後専門医に回わされる。初診には予約が必要である。

医 療

- ⑥ グループ診療所は、私立病院の小規模なものである。
- ⑦ その他に、小児科、産婦人科、耳鼻科、皮膚科、循環器科、眼科等私立の専門病院がある。
- ⑧ 歯科は個人で開業しているのが殆んどである。
- ⑨ したがって、当国に駐在する外国人は、私立の病院や個人の診療所において診察を受けている。

JICAでは、下記の医師と嘱託契約を結び邦人の健康診断、診察、アドバイスや専門医の紹介等の便宜を図っている。また、JICA研修医も日系人の面倒を良くみしてくれる。

(JICA嘱託医)

産婦人科・外科: Dr.Fernando Escoval Pardo  
Calle Roberto pastoriza 88 Tel:565-4688(自宅兼診療所)  
歯 科: 山下政久  
Av.Independencia 362(自宅兼診療所)

(JICA研修生)

胃腸科: Dr.Luis Sanchez Limardo  
Av.Independencia 139  
歯 科: Dr.Rafael Salcie Cairo  
Av.Bolivar 805 Tel:689-3837(診療所)

(日系人医師)

外 科: 佐々木 頌一  
Luis E. Aybar 国立病院 Tel:688-2211(病院)  
小児科: 佐々木 聖子  
Nuestra Senora de la Altagracia 国立産婦人科病院  
Tel: 682-8116~9(病院)

- ⑩ 私立の病院および診療所の費用の相場は、大体次の通りである。(単位:ペソ,1ドル約3ペソ)

初診料: 20~50  
再診料: 初診料より5~10程安い  
入院費(個室): 60~170(食事付)

## 5. 教 育

## 5-1 教育事情

## (1) 一般事情

## ① 初等教育, 中等基礎教育(公立:Escuela, 私立:Colegio)

義務教育は6年間, 中等基礎教育は2年間である。

## ② 高等学校教育(公立:Bachillerato, 私立:Colegio)は4年間である。

普通高校以外に, この範疇に入るのは, 技術専門学校(Escuela Técnica), 商業(実業)高校(Bachillerat Comercial), 各種技術専門学校(5年, Poli-Tecnico), 師範学校(Escuela Normal)がある。

## ③ 大学教育

## (イ) 国立大学

国立大学は新大陸で最古(1538年創立)のサントドミンゴ自治大学(UASD)が唯一である。

正式に入学する前に1年間の無試験の準備教育があり, ここで篩にかけられる。

教育期間は医学部を除き大体4年間であるが単位制をとっており, 卒業に必要な単位をとるまで在学できる(授業料は単位毎に決定される)。

## (ロ) 私立大学

首都サントドミンゴ市に12校あり, 地方にはサンティアゴ市, ラベラ市, サンフランシスコデマコリス市, サンペドロデマコリス市に各1校の計16校が設立されている。

この中でもUniversidad Pedro Henrique Urena(UNPHU)大学はハイレベルで有名である。

入学試験は, 実施する大学としない大学があるが進級できない者が多く, 卒業することは難しい。

授業料は国立同様単位制で, 親の給与額によっても異なるところがある。

## (2) 日本人学校(日本語学校)

当国には駐在員の子弟を対象とした日本人学校は無いが, JICAの補助を受けて日本人会連合会が運営している日系人子弟を対象とした日本語学校がある。本校はサントドミンゴ市に在り, 分校がコンスタンサ, ハラバコア, ラベラおよびダハボンにある。

授業は日本語を主体として小学6年程度まで教えている。

教師は現地の父兄であるが, その指導のためJICAが教師1名を派遣している。

Academia de Idioma Japones(Calle Hatuey 106 Tel:565-8630)

## 教 育

### (3) 現地校

① 当国には公立学校でも学区制がなく、自分の好みの学校に入れるので、評判のよい学校には生徒が集中する。

公・私立とも随時入学可能であるが、欠員がないと入れない時もある。

大部分の私立校はスクールバスを持っている。制服の着用を義務付けているところもある。

いずれの学校も9月からはじまり、6月に終る。

② インターナショナルスクールには次の4校がある。

・ Carol Morga School of Santo Domingo(Av.Sarasota esq. Nunez de Cacerez, Tel; 532-8551)

・ Colegio los Angelitos (Av. Lincoln 552, Tel;562-5010)

・ American School of Santo Domingo(Av. Winston Churchill 10 Tel; 567-6824)

・ George Washington School (Calle 26 de Enero 3, Tel,532-1279)

インターナショナルスクールには、ドミニカの法令にのっとり、カリキュラムを編成して授業を行うところがあって、卒業すれば大学入学資格が得られる学校がある。他は米国における資格と同様である。

日本人が入学するには面接と試験があり、学級がきめられる。空席がないと入学を認めないところが多い。また、年度途中で入学することは仲々難しい。

学年は幼稚園から高校まで併設されており、小学から高校までは学年末の進級試験に通らないと落第させたり、また、能力に応じてその科目だけ進級させるところもある。

夏季休暇時(6-8月)に2ヶ月間位、サマースクールを開講したり、また、授業時間中に語学力不足の生徒を対象として補修授業を行っているところもある。

### (4) 幼稚園

① 保育園(Maternal)

私立保育園が多数あって3-5才児が通園しているが、1才児でも受け入れるところがある。

② 幼稚園(Kinder)

公・私立があり、5-6才児が対象である。

③ 就学前教育(Pre-Primaria)

1年教育で私立だけである。

いずれもスクールバスを持っており、私立には制服を定めているところが多い。入学は随時可能である。

## 5-2 入学手続および授業料

## (1) 日本語学校

入学金25ペソ,授業料は家族単位で月額1人目7ペソ,2人目6ペソ,3人目以降5ペソ。したがって,3人の生徒がいる場合は計21ペソとなる。

授業は土,日曜日の午前中だけで毎月第2日曜日が休校である。

7-8月にはサントドミンゴ本校において週4日間(午前中のみ)の夏季授業が行われている。

学期末の8月には学習発表会と1月に運動会が全校生徒を集めてサントドミンゴ市で行る。その他,臨海学校(1口)を開き,海水浴に行く学校もある。

通学方法は,親が車で送迎するのが大部分である。

## (2) 現地校

- ① 入学する時に西語能力をみるため,面接試験がある。その能力によって教師と父母が相談の上学年を決めている。日本の駐在員子弟は日本での学年より1年下の学年に入れるようであるが,可能な限り同学年に編入した方が良いという意見も多い。

学校によっては1学年に入学する時には出生証明書(大使館が発行する),途中の学年に入る時には日本の修了証明書(大使館の翻訳付)の提出を求められるところもある。

公立校の授業料は無料であるが,私立の場合は学校によって異なるが入学金(毎年支払う),教材費,授業料だけで1-3学年迄年間586ペソ(約215ドル),4-6学年は更に高額となり中学で656ペソ(約240ドル)程度が水準である。

- ② インターナショナルスクールの入学金,授業料はCarol Morgan校の場合で入学金1000ドル,授業料1000ドル(年間)で,Los Angelitos校の授業料が諸経費を含めて年2082ペソ(約760ドル年3回払い)である。

## (3) 幼稚園

私立の1幼稚園の場合,入学金(教材費を含む)110ペソ(約40ドル),授業料月額55ペソ,スクールバス代往復30ペソ(片道の場合は25ペソ),その他に指定店で購入する物に制服,体操着,カバン,紙類,本などがある。

また,おやつや飲物は毎日携行させる。

## 5-3 教育関係施設

図書館は県庁所在地の都市にあり,首都の文化広場には,立派な国立図書館がある。また,スポーツや文化クラブも図書館を所有しているところがある。

スポーツ施設はサントドミンゴ市の中央にオリンピックセンター(Centro Olimpico)があり,テニス,ソフトボール,バスケット,バレーなどの設備があつて庶民に解放している。

## 6. 家庭の使用人

### 6-1 一般事情

当国では運転手、お手伝い、庭師、ガードマン等を個人で雇用することは極めて容易であり、かつ、低賃金で雇用できるが、問題は質の良い者を探すことが仲々困難である。

### 6-2 運転手

#### (1) 雇用

雇用方法は知人の紹介によるのが最も無難である。

採用時の健康診断は、誰も実施していないのが現状である。

運転手には労働法が適用されるので、1日8時間労働に加え、超勤手当(割増しは130%と200%とがある)、年末手当(初年度は給与総額の12分の1、次年度からは12月分給与と同額)、年次休暇(1年を経過した時点で2週間を与える)および退職金を支払わなければならない。

雇用契約書を作成することがベターであるが、ドミニカ人は殆んど口頭契約だけである。

賃金は最低賃金(現在月額250ペソ)程度である。

試用期間は3ヶ月、解雇通知は文書で1ヶ月前に出す。

社会、健康保険は528ペソ以下の賃金の者は加入(掛金は両者が負担、ただし負担割合は金額によって若干異なる)しなければならないが、個人雇用者で加入している者はいない模様である。

日本人が運転手を雇用する場合、いかにトラブルを発生させず解雇できるかがポイントになる。因に、現在派遣中の職員および専門家の中で自家用運転手を雇用している者はいない。

#### (2) 日常管理

官庁などでは車庫が少ないので、退出勤務時には運転手に車を持たせているところが殆んどあるが、自家用車の場合は、自宅に車を取りに来させるべきである。

自家用車であっても公用車同様、走行記録簿を備え付けて記帳させるべきで、その他保守点検、洗車も義務付けてよい。

#### (3) 教育指導

当国では運転マナーが極めて低いので、運転の都度注意する必要がある(7.交通事情の項を参照のこと)。

## 家庭の使用人

### 6-3 お手伝い

#### (1) 仕事の人数と種類

家族数が多い家庭では、料理人、掃除洗濯人とベビーシッターの3名程度雇用しているが日本人の場合1人を雇い、全てをさせている。しかし、全部を1人でこなせる者は極めて少ない。

したがって、掃除、洗濯が主体となって、料理は手伝い程度というのが大半である。

#### (2) 雇 用

最も無難な方法は前任者から引継いで雇用することである。その他は、ガードマンや同じ建物で働いているお手伝いなどからの手づるで雇用することが多い。

契約は殆んどが口頭契約で、勤務時間、仕事の内容、賃金程度のことを決めるだけである。

お手伝いには労働法が適用されないと解釈されている。

雇用方法には通いと住み込みとがあり、通いの場合は朝食をとってから出勤し、昼食を雇用主宅で食べ、掃除洗濯をして帰るのが一般的パターンである。

通い、住み込みであっても土曜日の午後と日祭日は休暇を与える。

賃金の支払いは週給と月給とがあり、通いの場合は週末に支払う場合が多い。

ボーナスは支給しなくてもよいが、よく働いた時には若干の心づけを出す場合もある。

退職金の支給制度はなく、いつでも解雇できる状態にある。

お手伝いの給与は住み込みで月額100~150ペソ、通いの場合は交通費込みで住み込みの40~50%増し程度である。

#### (3) 日常管理

お手伝いを管理するには雇用者側が隙をみせないことが最も肝心である。すなわち、大事な物はクローゼットや洋服ダンス、トランクに入れ、必ず鍵をかけて保管すべきである。

万一、物が見当たらない時にはその場で徹底的に確認すべきで、これを有や無やにすると尾を引くことになる。特に、通いの場合は家庭用品や食料品が少しずつ減っていくことが多いので注意を要する。

雇用主と使用人との区別は明確にしておく必要がある。

特に日本人はお手伝いを使い慣れていないことや、加えて言葉の関係上、着任当初は意思の疎通がうまくいかずトラブルを起こすことが多く、お手伝いを取り替える回数も頻繁になる。

よって、お手伝いを雇用するには、本人が辛抱強く使用するか、または、信用のおけるお手伝いが見つかる迄探し続けるか、それとも雇用しないか、いずれかの方法によるかである。また、日系人を雇用することは極めて難しい。

資料 Ⅲ. ミ ニ ッ ツ

MINUTES OF DISCUSSIONS  
BETWEEN THE JAPANESE PRELIMINARY SURVEY TEAM AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE DOMINICAN REPUBLIC ON  
THE RESEARCH AND CLINICAL PROJECT  
FOR  
GASTROENTEROLOGICAL DISEASES

The Japanese Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Takashi Itoga, President, Medical College of Oita, visited the Dominican Republic from November 18th to 26th, 1988, for the purpose of making the study on the request of the Technical Cooperation and the Grant Aid Programme for the Research and Clinical Project for Gastroenterological Diseases (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Dominican Republic, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Dominican authorities concerned.

As a result of the study and the discussions, the Team and the Dominican authorities concerned came to the tentative understanding of the matters referred to in the document attached hereto.

Santo Domingo, November 25th, 1988

系 賀 敬

---

Dr. Takashi Itoga  
Leader,  
Japanese Preliminary Survey Team,  
Japan International Cooperation  
Agency

*Ney B. Arias*

---

Dr. Ney B. Arias  
Secretary of State for  
Public Health and Social Assistance



## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. PURPOSE AND OBJECTIVES OF THE PROJECT

1. The purpose of the Project is to strengthen research and clinical activity in dealing with gastroenterological diseases in the Hospital Dr. Luis E. Aybar, further aiming at contributing to the promotion of the public health in the Dominican Republic.
2. The objectives of the Project are as follows;
  - (1) to upgrade clinical diagnostic function,
  - (2) to upgrade clinicopathological function,
  - (3) to upgrade epidemiological function, and
  - (4) to upgrade hospital administration function.

### II. NAME OF THE PROJECT

The Research and Clinical Project for Gastroenterological Diseases

### III. EXECUTING AGENCY

Hospital Dr. Luis E. Aybar

### IV. RESPONSIBLE ORGANIZATION

1. The Secretary of State for Public Health and Social Assistance will bear the overall responsibility for the successful implementation of the Project.
2. The Subsecretary of Health will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Director of the Hospital Dr. Luis E. Aybar will be responsible for the technical and practical matters.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY DOMINICAN SIDE

The Government of the Dominican Republic agreed to take the following measures to make the Project successful;

1. to provide sufficient number of personnel to be guided by visiting Japanese experts and/or to be trained in Japan, and to assure that such personnel will continue to work for the development of the Project,
2. to provide sufficient number of personnel for the development and the maintenance of the functions of the Project, and
3. to allocate sufficient amount of budget for the implementation of the Project.

VI. TECHNICAL COOPERATION

1. The Government of the Dominican Republic has understood the system of the Japanese Project-type Technical Cooperation as explained by the Team. The Japanese Technical Cooperation will be implemented through;
  - (1) dispatch of the Japanese experts,
  - (2) acceptance of the Dominican counterpart personnel in Japan, and
  - (3) provision of the equipment necessary for the Project.
2. The Project is expected to receive the following Japanese experts;
  - (1) Team Leader
  - (2) Gastroenterologist
  - (3) Microbiologist
  - (4) Clinical pathologist
  - (5) Epidemiologist
  - (6) Experts on hospital administration
  - (7) Experts in other related fields mutually agreed upon
  - (8) Coordinator
3. Some of the Dominican counterpart personnel will be trained in Japan.
4. The Government of Japan will provide necessary equipment and materials for the implementation of the Project.
5. The duration of the Japanese Technical Cooperation will be five years.

VII. GRANT AID

1. The Team will propose that the Government of Japan examine the feasibility of providing facilities and equipment necessary for the execution of the Project under the Japanese Grant Aid.
2. The Government of the Dominican Republic has understood the system of the Japanese Grant Aid as explained by the Team.
3. The Government of the Dominican Republic will bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid, necessary for the execution of the Project.
4. The scope of cooperation to be covered by the Grant Aid will be studied and clarified by the following Basic Design Study Team to be dispatched by JICA after the feasibility of the Project has been confirmed by the Government of Japan.

資料 IV. ミニッツ (西文訳)  
(TRADUCCION)

ACTA DE LAS DISCUSIONES  
ENTRE LA MISION JAPONESA DE ESTUDIO PRELIMINAR Y  
LAS AUTORIDADES CORRESPONDIENTES DEL GOBIERNO  
DE LA REPUBLICA DOMINICANA SOBRE EL  
PROYECTO DE INVESTIGACION Y CLINICA EN ENFERMEDADES  
GASTROENTEROLOGICAS

El Grupo Japonés de Estudio Preliminar (en adelante denominado como "El Grupo") organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante denominado como "JICA") y dirigido por el Dr. Takashi Itoga, Rector de la Universidad de Medicina de Oita, ha visitado la República Dominicana entre los días 18 y 26 del mes de noviembre de 1988, con el propósito de realizar un estudio sobre la solicitud de Cooperación Técnica y Ayuda en Donación para el Proyecto de Investigación y Clínica en Enfermedades Gastroenterológicas (en adelante denominado como "El Proyecto").

Durante su estadía en la República Dominicana, el Grupo intercambió puntos de vista y efectuó una serie de discusiones con las autoridades dominicanas correspondientes.

Como resultado del estudio y las discusiones, el Grupo y las autoridades dominicanas alcanzaron una comprensión tentativa de las materias referidas en el documento anexo.

Santo Domingo, D. N.  
25 de Noviembre de 1988 .

系賀 敬

---

Dr. Takashi Itoga  
Jefe,  
Grupo Japonés de Estudio  
Preliminar  
Agencia de Cooperación  
Internacional del Japón

*Ney Arias*

---

Dr. Ney Arias Lora  
Secretario de Estado de  
Salud Pública y  
Asistencia Social

## DOCUMENTO ANEXO

### I. PROPOSITO Y OBJETIVOS DEL PROYECTO

1. El propósito del Proyecto es fortalecer las actividades de investigación y clínica en la atención a las enfermedades gastroenterológicas en el Hospital Dr. Luis E. Aybar, con miras a contribuir a la promoción de la Salud Pública en la República Dominicana.
2. Los objetivos del Proyecto son los siguientes:
  - (1) mejorar la función diagnóstica clínica,
  - (2) mejorar la función clinicopatológica,
  - (3) mejorar la función epidemiológica, y
  - (4) mejorar la función administrativa del hospital.

### II. NOMBRE DEL PROYECTO

Proyecto de Investigación y Clínica en Enfermedades Gastroenterológicas.

### III. INSTITUCION EJECUTORA

Hospital "Dr. Luis E. Aybar"

### IV. ORGANIZACION RESPONSABLE

1. El Secretario de Estado de Salud Pública y Asistencia Social asumirá toda responsabilidad para la implementación exitosa del Proyecto.
2. El Subsecretario de Estado de Salud será responsable de los asuntos administrativos y operacionales del Proyecto.
3. El Director del Hospital "DR. Luis E. Aybar" será responsable de los asuntos técnicos y ejecutivos.

V. MEDIDAS A SER TOMADAS POR LA PARTE DOMINICANA

El Gobierno de la República Dominicana se ha comprometido a tomar las siguientes medidas para que el Proyecto se realice exitosamente:

1. Proveer suficiente número de personal para que sean orientados por los expertos japoneses que visiten el país y/o sean entrenados en el Japón, y asegurar que el citado personal continúe trabajando para el desarrollo del Proyecto.
2. Proveer suficiente número de personal para el desarrollo y mantenimiento de las funciones del Proyecto, y,
3. Consignar un presupuesto suficiente para la implementación del Proyecto.

VI. COOPERACION TECNICA

1. El Gobierno de la República Dominicana se ha enterado del sistema japonés de la Cooperación Técnica Tipo-proyecto explicado por el Grupo. La Cooperación Técnica Japonesa se implementará a través de:
  - (1) envío de expertos japoneses,
  - (2) aceptación del personal dominicano contraparte en el Japón, y
  - (3) provisión de los equipos necesarios para el Proyecto.
2. Se espera que el Proyecto reciba los siguientes expertos japoneses:
  - (1) Jefe de Grupo
  - (2) Gastroenterólogo
  - (3) Microbiólogo
  - (4) Patólogo Clínico
  - (5) Epidemiólogo
  - (6) Expertos en Administración de hospitales
  - (7) Expertos en otros campos relacionados que sean acordados mutuamente
  - (8) Coordinador

3. Algunos de los miembros de la contraparte dominicana serán entrenados en el Japón.
4. El Gobierno del Japón proveerá los equipos y materiales necesarios para la implementación del proyecto.
5. La duración de la Cooperación Técnica Japonesa será de cinco años.

#### VII. AYUDA EN DONACION

1. El Grupo recomendará que el Gobierno del Japón examine la factibilidad de proveer facilidades y equipos necesarios para la ejecución del Proyecto bajo la Ayuda en Donación japonesa.
2. El Gobierno de la República Dominicana se ha enterado del sistema de la Ayuda en Donación Japonesa como fué explicado por el Grupo.
3. El Gobierno Dominicano asumirá todos los gastos que no sean cubiertos por la Ayuda en Donacion, necesarios para la ejecución del Proyecto.
4. La dimensión de la Cooperacion a ser cubierta por la Ayuda en Donación será estudiada y aclarada por el Grupo de Seguimiento para Estudio del Diseño Básico, que será enviado por la JICA después de que haya sido confirmada la factibilidad del Proyecto del Gobierno del Japón.









JICA

LIB